

霊璽簿からの氏名抹消等請求事件

訴 状

原告 菅原龍憲 外 8 名
被告 靖國神社, 国

訴 額	9, 000, 000円
貼用印紙額	46, 000円
添付郵券額	6, 900円

霊璽簿からの氏名抹消等請求事件

訴 状

2006(平成18)年8月11日

別紙当事者目録原告欄記載の原告らは、後記のとおり訴えを提起する。

大阪地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人

記名捺印欄別紙

(証 拠 方 法)

甲1～7号証

証拠説明書を別途提出する

(添 付 書 類)

- | | |
|--------------|------------|
| 1. 訴状副本 | 2通 |
| 2. 甲号証写し | 正本1通, 副本2通 |
| 3. 現在事項全部証明書 | 1通 |
| 4. 訴訟委任状 | 9通 |

(当 事 者 目 録)

原 告

いずれも別紙目録のとおり

原告訴訟代理人

〒102-0073 東京都千代田区九段北三丁目1番1号

被 告 靖 國 神 社
代表者代表役員 南 部 利 昭

〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関一丁目1番1号

被 告 国
代表者法務大臣 杉 浦 正 健

(原 告 目 録)

〒***-***	*****	原	告	菅	原	龍	憲
〒***-***	*****	原	告	釋	氏	政	昭
〒***-***	*****	原	告	富	樫	行	慶
〒***-***	*****	原	告	西	山	誠	一
〒***-***	*****	原	告	西	山	俊	彦
〒***-***	*****	原	告	古	川	佳	子
〒***-***	*****	原	告	古	野	竹	則
〒***-***	*****	原	告	吉	田	文	枝
〒	*****	原	告	楊	元	煌	

(請 求 の 趣 旨)

- 1 被告らは連帯して、原告ら各自に対し、それぞれ金100万円、及びこれに対する本訴状送達の日から翌日から各支払い済みまでいずれも年5分の割合による金員を支払え。
 - 2 被告靖國神社は、原告らに対し、別紙本件戦没者一覧表の各原告名欄に対応する戦没者欄記載の氏名を、霊爾簿、祭神簿及び祭神名票から抹消せよ。
 - 3 訴訟費用は被告らの負担とする。
- との判決、並びに1項について仮執行の宣言を求める。

(請 求 の 原 因)

第1 当事者

1 被告靖國神社

被告靖國神社は、宗教法人法による宗教法人であって、その社務所を東京都千代田区九段北3丁目1番1号に置き、その目的を「明治天皇の宣らせ給うた『安国』の聖旨に基づき、国事に殉ぜられた人々を奉斎し、神道の祭祀を行ひ、その神徳をひろめ、本神社を信奉する祭神の遺族その他の崇敬者を教化育成し、社会の福祉に寄与しその他本神社の目的を達成するための業務及び事業を行ふこと」としている神社である（宗教法人靖國神社規則第3条）。

2 被告国

被告国は、明治年間から靖國神社を設置し国家機関の一部としてこれを経営していたものであるが、戦後においても、「戦没者慰霊の中心施設は靖國神社だ。」

との認識を持ち続け、同神社が行う戦没者合祀に不可欠の資料である戦没者およびその遺族に関する個人情報を提供してこれを支援・協力するとともに、内閣総理大臣や閣僚、その他の国会議員が参拝を繰り返して、被告靖國神社についての前記認識が国民の間に普及することを援助・助長・促進してきた。

3 原告ら

原告らは、別紙「本件戦没者一覧表」（以下、別表という）記載のとおり、被告靖國神社に合祀されている戦没者（以下、本件戦没者という）の子、弟、妹、甥、姪などであり、本件戦没者と生前、緊密な生活を共に過ごした者、あるいはその祭祀を承継しているなど、特別の関係にある者である。

第2 被告らの行為

- ① 靖國神社は、きわめて特殊な宗教・宗教団体である。第一に、明治天皇の意思で国家機関として創建されたという起源において、第二に、戦没者・戦病死者等（以下、単に「戦没者」という）を国事殉難者にとらえ、遺族の承諾を得ることもなく、一人一人「氏名等」（後に述べる）を明らかにした英霊・神として合祀する祭祀形式において、他に例を見ない。第二の特殊な祭祀形式は、第一の国家機関としての創建という特殊な起源によって支えられてきた。
- ② その靖國神社は戦後一宗教法人となった（被告靖國神社）。しかし、遺族の承諾を得ることもなく、たとえ遺族からの申請がなくても、戦没者を一人一人「氏名等」を明らかにした「英霊」・「神」として合祀する祭祀は連綿と続けられてきた。それを可能にしたのは、戦後における、被告国および地方公共団体による組織的な、戦没者の「氏名等」に関する個人情報の調査および提供であった。

以下、まず戦前・戦後の靖國神社の歴史および特殊な性格を略述した後(1項)、被告靖國神社が本件戦没者を合祀した事実を指摘し(2, 3項)、次いでこれを支え続けてきた被告国の行為を明らかにする(4項)。

1 被告靖國神社の起源と性格

(1) 戦前の靖國神社

- ① 靖國神社の前身は、1869(明治2)年に明治新政府の太政官布告により創立された東京招魂社である。
- ② 1879(明治12)年6月、明治天皇は、東京招魂社の社号を靖國神社と改め、別格官幣社に列格を命じた。この時の「社号改称・社格制定ノ御祭文」は、次のとおり、改称と靖國神社の発足の趣旨が、戦没者を天皇の国を守るために戦った者と称えて祀ることにあることを明らかにしている。

「(略) 明治元年という年より^{このかた}以降、内外の^{うちと}荒振る^{あたども}寇等を^{うちきた}討罰め、^{まつろ}服わぬ人を^{ことやわ}言和し(原告ら註一いうことを聞かせ)給う時に、^{いましみことたち}汝命等の赤し清き真心を以て、家を忘れ身を^{なげうち}擲て、各も各も^{おの}死亡にし其の^{みうせ}大き高き^{いさお}勲功に依りして、^{おおすめくに}大皇国をば^{しろしめ}安国と^{おぼしめ}知食す事ぞと思食すが故に、靖國神社と改め称へ、別格官幣社と定め奉りて、幣帛奉り^{いわ}齋い奉らせ給い、今より後、^{いやとおなが}彌遠永に、怠る事無く祭給わんとす。(略)」

- ③ このように、靖國神社の最大の特色は、戦没者を「命を捨てて、内外の敵を討伐し服従させて国家の安泰をもたらした者」、「国家の大事に際して一身を捧げ尽した者」(靖國神社では国事殉難者という)と位置づけ、誉め称え、それ故に、天皇の思し召しにより(恩恵として)、遺族の意向など確認することなく、一人一人氏名を明らかにして祭神として末永く祭祀(合祀)するということにある。

- ④ そのような目的と性格上、靖國神社の祭神とされるのは、戦争被災者を含む戦争で死んだすべての者ではなく、たとえ兵士であっても、自死あるいは逃亡したと認定された者は原則として含まれない（後述）。
- ⑤ このような靖國神社の創建によって、戦没者は生前の所業一切を不問に付され、同神社に神として祀られ顕彰され、国民から永く尊拝されるようになっていった。すなわち、兵隊にとられる前にどんなに極悪人であった者でも、世間の鼻摘み者であった者でも、戦死を境に生前のことは不問に付され神として尊拝された。すべての価値が「死んで御国に奉公する」ことに収斂していった。
- ⑥ このような靖國神社の祭祀の性格が、天皇への忠節が至上の美德であるとの観念を国民に植え付け、国家神道の普及、拡大に寄与した。また、戦場での死を美化することによって、戦争に向けての国民の意思を強力に統合し、ひいて軍国主義を拡大する役割を果たした。その結果、数十年打ち続いた戦争で、数百万人の国民と、数千万人のアジアの民衆が非業の死を遂げた。
- ⑦ 日本国憲法前文は、戦前のこのような状態を、「政府の行為によって起きた戦争の惨禍」と自省的に表現し、二度と繰り返さないことを誓っている。

(2) 戦後の宗教法人靖國神社

- ① 1945（昭和20）年12月15日、GHQは国家と神社神道の分離を命じるいわゆる「神道指令」を発した。これを受けて国は、神社を国家から分離する改革を進め、1946（昭和21）年2月2日、宗教法人令を改正公布した。
- ② 敗戦後の改革の方向を予想していた国は、戦没者を靖國神社に合祀することが 今後は困難となることを見越して、急遽 1945（昭和20）年11

月19日から20日にかけて、満洲事変以来の未合祀者で、靖國神社に合祀されるべき戦没者約200万人を、「氏名等」を明らかにしない（できない）まま一括して招魂するという異例の「臨時大招魂祭」を行った。最後の参謀総長・梅津美治郎陸軍大将（A級戦犯として後に終身禁固刑を受けた）が祭典委員長を務めた。

- ③ 本件戦没者らも、上記臨時大招魂祭当時は未合祀であったから、その中には原告ら遺族に未だ死亡の事実すら知らされていない者もあったが、同祭によりいち早く靖國神社に招魂されていたことになる。
- ④ その後の戦後改革の進展にともない、靖國神社はその国家的性格を失った。政府の内外の関係者の間には、解散して「国家の非宗教的追悼施設」に改組するという意見もあったが国はこの道を選ばず、すでに1945（昭和20）年12月初めの段階で、国とは別個の「一神社として存続」させる方針を決めていた。
- ⑤ さらに、1946（昭和21）年11月3日公布された日本国憲法で、国家と宗教の分離を謳った政教分離原則が規定された。こうした情勢が進む中、最終的に1952（昭和27）年8月1日、靖國神社は、前年に制定された宗教法人法に基づき東京都知事認証の単立の宗教法人登記を完了、国家機関としての地位を離れ、民間の一宗教法人として存続する道を確定した（被告靖國神社の発足）。
- ⑥ 被告靖國神社は、一宗教法人となった後においても、戦没者を国事殉難者と位置づけて誉め称え、それ故に、天皇の思し召しにより（恩恵として）、遺族の意向など確認することなく、一人一人「氏名等」を明らかにして祭神として未永く祭祀（合祀）するという思想・性格を受け継いでいる（靖國神社社憲前文、前掲規則第3条）。そして、国事殉難者にとらえる戦没者、す

なわち「祭神の神徳を弘め、その理想を祭神の遺族崇敬者及び一般に宣揚普及」することを「根幹の目的とする」とうたっている（同社憲第2条）。

2 被告靖國神社による本件戦没者の合祀

(1) 合祀事務の流れ

① 一般的に、被告靖國神社が合祀（祭）をするまでに必要な事務（合祀事務）は、次のとおりである。

ア まず戦没者とその遺族の調査をする。戦没者の氏名、階級、所属部隊、死没年月日（戦病死等の死亡原因・区別）、死没場所、死没時本籍地、および遺族の氏名、続柄・所在（以下、以上の事項を総称して「氏名等」という）を確定するのである。

イ この段階で、合祀基準に合うものかどうかが決まる

ウ 次に、これらの「氏名等」を記載した祭神名票を作成する。

エ 祭神名票の記載を祭神簿に書き写す。

オ これを基に、合祀の儀式用に霊璽簿を作成する。

カ さらに、遺族宛に合祀通知状を発送する。

② この一連の事務作業は、その内容において戦没者と遺族のプライバシーに関わっており、かつその量において膨大かつ莫大な経費を要することがらであるから、戦後一宗教法人となった被告靖國神社が単独でなし得るような簡単なことではない。

③ しかし、被告靖國神社は、前記臨時大招魂祭の時には「氏名等」を明らかにできなかった戦没者の調査を進め、判明した戦没者の逐次正式合祀をすすめていった。それが可能であったのは、後に詳細に述べるとおり、被告国の全面的な協力と支援があったからである。

(2) 本件戦没者の合祀

その結果、本件戦没者らは「氏名等」を把握され、これを祭神名票、祭神簿、
霊璽簿に記載されて、別表記載の各合祀日に合祀された。

(3) 遺族の同意なき合祀

- ① 本件戦没者を含む戦没者の被告靖國神社への合祀については、遺族の同意
ないし了解を取ること是一切行われていない。申請による合祀、あるいは合
祀取消の申出も受け容れられない。この事実は、戦前からこれまで一貫した
靖國神社の姿勢である。
- ② 同意を求めない理由について、被告靖國神社の神野藤禰宜（当時）は、盛
岡地方裁判所において、次のとおり証言した（甲5号証・岩手靖国違憲訴訟・
玉串料訴訟一審記録200頁上段）。

「靖國神社の場合は、国のために亡くなられた方々を、お祭り申し上げ
るのが靖國神社の創立からの伝統でございますので、広い意味のその伝
統によって、従来お祭り、合祀申上げておりますので、その伝統に現在
も準拠して、御遺族さんの同意を別に求めないで、合祀を行っている
というのが現状でございます。」

3 原告らの合祀取消請求と被告靖國神社による拒否

- ① 原告らは、本訴訟提起までに、被告靖國神社に対し敬愛する父、叔父、兄等
の合祀を取り消すように申し入れたが、いずれも拒否された（原告西山俊彦の
場合についての、甲7号証の各枝番・靖國神社との往復書簡。その他の原告に
ついては追って提出）。
- ② 原告西山俊彦に対する被告靖國神社の回答は、次のとおりであった（甲7号

証の12の2)。他の原告らに対する回答内容もほぼ同一である。

「さて、貴殿よりの『申し入れ』に対する件につきましては、これまでも同様の御返事を申し上げてまいりましたが、靖國神社は明治天皇の宣らせ給うた『安国』の聖旨に基づき国家・共同体の中で国事に殉ぜられた人々を奉斎することを目的としております。・・・この度の「申し入れ」については貴意に添えませんことを何卒御理解下さい。」

4 国による戦没者に関する情報提供等の支援・協力行為

以下明らかにするとおり、被告国は敗戦直後から、きわめて積極的に被告靖國神社の行う戦没者合祀に協力してきた。本件戦没者も、被告国が同靖國神社に対し、その「氏名等」の個人情報を提供したことにより、はじめて合祀が可能となったものである。

(1) 敗戦直後の国の行為

- ① 臨時大招魂祭の直後の1945（昭和20）年12月13日、第一復員次官は、各地方世話部（同年12月から陸海軍関係の死亡公報発令を担当）と留守業務部（前年11月から陸軍関係の死亡速報受付を担当）に対し、合祀未済の戦没者の靖國神社合祀を迅速に進めるため、次のとおりの通牒を發して調査・申告を指示した（甲1号証の1・一復第76号）。

靖國神社合祀未済の者申告に関する件通牒

大東亜戦争並びに満州、支那事変に関し 昭和20年9月2日迄に死没したる左記該当の軍人軍属等にして 靖國神社へ合祀未済の者は死没者本籍地方世話部に於て調査の上 別表様式による申告票を逐次本官に提出相成度

(省略)

- ② この指示に従い、各都道府県では、ほぼ戦前・戦中同様に、靖国神社合祀のための戦没者に関する調査と報告を行った。被告靖国神社はその成果を提供されて合祀を続けたが、およそ10年間、その規模は1950（昭和25）年を除き、ほとんど毎年数万人でしかなく、200万人規模の戦没者の合祀を完了できるかどうか、覚束ない状況であった。

(2) 1956（昭和31）年以降の支援・協力

- ① この状況を受け、被告国が強力な支援・協力に乗り出した。1952（昭和27）年に遺族援護法が成立したが、その4年後の1956（昭和31）年2月11日、厚生省引揚援護局復員課長は、各都道府県世話（援護，社会）課（部）長，各復員連絡局，同支部長に対し、「今後における靖国神社合祀事務協力要領について」と題する指示（甲1号証の2・復員第76号）を送り、靖国神社合祀事務への協力を別冊要綱（案）に沿って実施したいとし、同要綱（案）に対する意見を収集した。
- ② 上記手続を経て、同年4月19日、厚生省引揚援護局長は、各都道府県に対し、靖国神社合祀事務への協力を指示する次のとおりの通知（甲1号証の3の1・援発第3025号）を発した。この通知の写しは、被告靖国神社にも送付された。

靖国神社合祀事務に対する協力について

標記について、別冊「靖国神社合祀事務協力要綱」及び「昭和三十一年度における旧陸軍関係靖国神社合祀事務に協力するための都道府県事務要領」により処理せられたく通知します。

③ その別冊「靖国神社合祀事務協力要綱」（甲1号証の3の2。以下、要綱という）は、次のとおり、通知本体にはうかがえない率直な表現で、被告靖国神社の合祀事務への支援・協力を指示している。一部を除きその全文を引用する。

一 （事務協力についての基本観念）

復員業務関係諸機関は、法令に基づくその本然の事務の限界において、かつ、なし得る限り好意的な配慮をもって、靖国神社（以下、神社という。）合祀事務の推進に協力する。

二 （事務処理の時期的基準）

略

三 （協力事務の内容）

協力事務の主体は、戦没者の身上事項の調査に関する事務とする。その外、合祀通知状の遺族への交付についても、事情の許す限り神社に協力するものとする。

四 （事務要領の大綱）

- 1 神社は、合祀者決定のため、戦没者であって一定の合祀資格条件に該当する者及びその者の身上に関する事項を、引揚援護局に照会する。
- 2 照会に対し、旧陸軍関係については都道府県、旧海軍関係については引揚援護局及び地方復員部が担当して調査し、その結果を所定のカードに記入して、これを引揚援護局がとりまとめ、靖国神社に回付する。
- 3 神社は、引揚援護局より回付された戦没者のカードによって合祀者を決定し、春秋二季に合祀の祭典を執行する。

神社は、右の合祀の都度、合祀者名簿を引揚援護局及び都道府県に送付し又合祀通知状を都道府県に送付して、遺族への交付を依頼する。

五 （事務要領の細部）

引揚援護局は、神社と連絡して、前号にもとづく事務要領の細部につき、必要な事項を適時決定し、協力事務処理全般の調整を図る。

六 (予算)

引揚援護局及び都道府県の本事務処理の経費は、国費負担とする。

- ④ さらに、通知の別冊「昭和三十一年度における旧陸軍関係靖国神社合祀事務に協力するための都道府県事務要領」（甲1号証の3の3。以下、要領という）の指示するところはより詳細である。指示の中心は「合祀予定者の選考」とその祭神名票の記入要領に関するものである。以下、こちらは要点を拾いながら、全体を見ておく。

一 (要旨)

都道府県は、全戦没者の原簿を設定整備すること。

二 (原簿の要件)

設定整備する原簿は、これによって直ちに祭神名票の各項目の記載ができるものであること。そのために、戦没者の氏名、官等級、本籍、生年月日、死亡時所属部隊、傷病名、傷病地及び受傷り病年月日（戦死者を除く）、死亡地及びその事由、死亡年月日（すなわち、前述の「氏名等」）および靖国神社合祀の済否を記載すること。

三 (原簿の設定)

合祀事務のための二項の原簿は、恩給法等の原簿と総合されたものであれば有利である。

四 (戦没者調査票の整備)

すでに保有する戦没者調査票のうち、本人が神社合祀に関係あるものについては、その者の戦没者調査票の記載事項を再審査すること。

五 (合祀済の旨の登記又はその点検)

満州事変より、昭和30年10月までに合祀が済んだものについては、

その祭神名票を、神社又は引揚援護局から、4月以降8月までの間に逐次都道府県へ送付する。（送付する総数は約85万と予想する。）

都道府県は、右祭神明票により、合祀の済否について、原簿の記事を点検補修する。この作業終了後、祭神名票はこれを一括神社へ送付する。

六 （合祀予定者の選考基準）

戦没者中一定の合祀資格条件に該当する者（以下「合祀予定者」という。）として選考する場合のその条件は、昭和31年秋季の合祀予定者に限り左のとおりとし、昭和32年春季以降、合祀予定者については、別に定めるものとする。

1 （略）

2 軍人、軍属であつて、援護法又は公務扶助料の裁定が終わっている者

七 （祭神名票の記入）

都道府県は、前条の条件に合致する合祀予定者を選考し、祭神名票を調整して引揚援護局に送付する。記入要領は左による。祭神名票要旨は、引揚援護局が調整し、交付する。

1 「合祀」欄「祭神」欄は空欄とする。

2 勲功は省略する。

3～6 （省略）

7 祭神名票を調整したものについては、その旨を原簿に標示しておく。

八 （祭神名票の送付要領）

1 市町村別の50音順に排列する。

2 連名簿2部を添付する。

九 （新しい合祀者の原簿登録）

昭和31年春以降の合祀済者については、神社からその都度送付する合祀社名簿により、これを原簿に記入する。

一〇 （合祀通知状の取扱）

都道府県は、合祀通知状を遺族へ交付する事務についての靖国神社の依頼に対しては、事情許す限りこれに応じる。

- ⑤ この通知後に被告靖国神社の合祀者は一気に増加し、翌年の1957（昭和32）年には靖国神社史の中では最高年間合祀者数約47万名が記録された。上記のと通りの被告国（および地方自治体）の全面的な協力により、戦没者合祀が急速に進んだのである。
- ⑥ 本件戦没者の合祀は、1976（昭和51）年秋にずれ込んだ原告西山俊彦の父西山忠一を除き、いずれも1958（昭和33）年秋までに終わっている（原告楊元煌については、未だ合祀の日の回答が得られていない）。

(3) その後の情勢

- ① その後被告国が同靖国神社の合祀事務への支援・協力を廃止したことを示す証拠はない。ただし、ようやく15年後に、表面上は上記3025号通知を廃止するとうたった1971（昭和46）年2月2日付けの厚生省援護局長通知（援発第119号。甲1号証の5の1）が出されている。同通知は、その別冊「旧陸軍関係戦没者身分等調査事務処理要領」（甲1号証の5の2）において、対象を被告靖国神社に特定せず、「団体等」からの調査依頼への対処方法を指示する装いをこらしている（実際には、他の団体等から靖国神社と同様の照会があったことはなかった）。
- ② しかし、現実には同通知からわずかに8日後の同年同月10日、「靖国神社から依頼された上記については、下記により実施されたく、旧陸軍関係戦没者身分等調査事務処理要領（昭和46年2月2日援発第119号）第3項第2号の規定に基づき通知する。」とした「旧陸軍関係戦没者の身分調査の実施について」なる通知（甲1号証の6の1～6）が発せられ、結局、従来と変わらない被告靖国神社の合祀事務への支援・協力が継続されたことが推

認できる（甲1号証の7の1～2）。

(4) 遺族の同意なき情報提供

- ① 被告国は、被告靖國神社への上記のような詳細な情報提供について、遺族の事前の了解も事後の承諾も一切取っていない。被告国だからこそ得られた戦没者と遺族に関する繊細な個人情報を、遺族の心情も顧みることなく、靖國神社が一宗教法人になった後においても、ずっと靖國神社に提供し続けてきた。
- ② もちろんこの間、被告国から個人情報の提供を国から受けることについて、事前に遺族の了解を得るよう被告靖國神社に指導した形跡もない。

第3 被告らの行為の違法性

1 原告らの権利の違法な侵害

- ① 最高裁判所は、その1988（昭和63）年2月16日の判決（民集42巻2号27頁）において、「氏名は社会的にみれば、個人を他人から識別し特定する機能を有するものであるが、同時に、その個人からみれば、人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成するものというべきである」として、人格権の一種としての氏名権を認めた。
- ② 氏名ひとつを取り上げても、それは個人の人格の象徴として、冒用等の不正使用から法的に保護されるべきとされる。本件において、被告国が同靖國神社に対して提供したのは、単に原告らの父・叔父・兄等の氏名にとどまらない。、階級、所属部隊、死没年月日（戦病死等の死亡原因・区別）、死没場所、死没

時本籍地，および遺族の氏名，続柄，所在までもであり，まさに戦没者の死に
ざまを中心とする人格そのものに等しい詳細な情報と，原告ら遺族との人格的
（家族的）紐帯がそっくり引き渡されたに等しい。

③ 被告靖國神社は，本件戦没者を遺族の同意もなく合祀することによって，そ
の子，弟，妹，甥等として家族的・人格的な紐帯の中で，本件戦没者を敬愛・追慕
する原告らの人格権を，違法に侵害している（民法709条）。とりわけ，遺
族である原告らから明確な合祀取消請求を受けたにもかかわらず，これを拒否
して合祀を継続していることは，より一層高度な違法性を帯びる。このため，
原告らは日々，自分自身の方法での追悼を全うできない気持ちと，敬愛・追慕す
る本件戦没者らの心中を思い，耐え難い精神的苦痛を味わっている。

④ 被告国は，同靖國神社が合祀の目的で，戦没者に関する「氏名等」の個人情
報の提供を求めていることを十二分に承知しながら，何の法律の根拠もないの
に（後述のとおり，憲法に違反してまで），前記のとおりきわめて積極的かつ
好意的に長年にわたってこれを提供し続け，もって本件戦没者らの合祀を可能
にし，被告靖國神社による原告らの人格権侵害に加功した。その加功の内容・
程度は，共同行為者というに相応しく（民法719条1項），少なくとも重要
な幫助者として共同行為者とみなされる（同条2項）。

⑤ 加えて，被告国の本件戦没者に関する「氏名等」の個人情報の提供による支
援・協力は，祭神名票という「公の財産」を，宗教団体たる被告靖國神社の使
用のために交付して引き渡したものであり，また，戦没者の調査から祭神名票
の交付引渡に至るまでの一切の費用，および被告靖國神社から遺族への合祀通
知状の配布作業経費は全額国庫負担とされていたから，「公金その他の公の財
産を，宗教上の組織若しくは団体の使用，便益若しくは維持のため・・・支出
し，又はその利用に供」することを禁止した憲法89条に明らかに違反してい

る。

⑥ さらに、上記の被告国の支援・協力行為は、その内容および積極性に照らすと、被告国が合祀という宗教的活動をしたと評価できるものであり、国及びその機関の宗教的活動を禁止した憲法20条3項にも違反している。

⑦ また、被告靖國神社以外のどの宗教団体も、被告国からこのような網羅的な規模・形で、戦没者の「氏名等」の個人情報を得たことはない。これは明らかに、宗教上の組織若しくは団体が国から特権を受けること、および国が宗教上の組織若しくは団体に特権を与えることを禁止した憲法20条1項後段に違反している。

2 被告らの共同不法行為性

原告らの人格権は、被告靖國神社による本件戦没者の合祀によって違法に侵害され、被告国は、同靖國神社が合祀の目的で戦没者に関する「氏名等」の個人情報の提供を求めていることを十二分に承知しながら、きわめて積極的かつ好意的に長年にわたってこれを提供し続け、もって本件戦没者らの合祀を可能にし、被告靖國神社による原告らの人格権侵害に加功した（民法719条）。被告靖國神社の合祀を被告国が支援・協力してきたことによって、両被告の行為の違法性はいちだんと強化され、かつ、原告らの受けた精神的苦痛は一段と深まった。

第4 原告らの損害

上記の原告らの被りつつある精神的苦痛は、本来金銭に置き換えることなどできないものであるが、敢えて換算すれば各自金100万円を下ることはありえない。

第5 被告らの責任原因

1 請求の趣旨1項（損害賠償請求）について

(1) 被告靖國神社（民法709条）

- ① 被告靖國神社は、とりわけ戦後においては、靖國神社がその独特の宗教思想と儀式により、自己の肉親を祭神として祀っていることを良しとしない遺族がいること、合祀の取消を望んでいる者もあることを十分承知していた。仮に承知していなかったとしても、遺族の承諾なしに合祀をすれば、将来合祀取消を求める遺族が出てくることを容易に予想することができた。
- ② 原告らはいずれも、被告靖國神社が本件戦没者を遺族に無断で祭神として合祀していることを知り、すでに合祀取消を求めたが拒否された者たちである。これら原告らとの関係では、被告靖國神社は原告らが本件戦没者の合祀によって精神的苦痛を被っていることを知っていて、なおかつ、敢えて合祀を続けているものである。
- ③ よって、被告靖國神社の故意・過失は明白である。

(2) 被告国（国家賠償法1条1項該当行為）

- ① 被告国の合祀事務の支援・協力行為が、国家賠償法1条1項にいう、被告国の「公権力の行使に当たる公務員」により行われたことは、関連通知等の外形・内容により明らかである。
- ② これら公務員の関連通知発布による合祀事務への支援・協力の地方公共団体への指示、および厚生省等の所管庁による情報のとりまとめと被告靖國神社への交付提供は、いずれも「公権力の行使」である。

③ 被告国は、被告靖國神社による合祀を望まない遺族が存在すること、存在し得ることを知りながら、あるいは軽率にもその問題を熟慮することもなく、合祀事務への支援・協力を行ったから、それが「故意又は過失」によってなされたこともまた明らかである。被告靖國神社が合祀を行うために戦没者に関する「氏名等」の情報を国費をもって提供することが、日本国憲法が定めた政教分離原則に違反するとの認識は当然有していたし、仮にそうでなかったとしたなら、そのこと自体重大な過失である。

④ 以上のとおりであるから、被告国の行為は、国家賠償法1条1項に該当する。

2 請求の趣旨2項について（霊爾簿等からの氏名抹消請求）

(1) 人格権としての妨害排除請求権

原告らは、被告靖國神社に対し、合祀取消を請求したが拒否された。もし、このまま放置すれば、原告らが被っている合祀による深刻な精神的苦痛は今後も継続する。原告らの人格に加えられているこの深刻な侵害を除去するために、原告らには人格権に基づく妨害排除請求として、本来合祀の取消請求が認められるべきである。

(2) 霊爾簿，祭神簿，祭神名票からの氏名抹消請求の根拠

しかしながら、合祀の取消なる行為は、被告靖國神社の教義上は合祀そのものと同様ひとつの宗教行為であろうから、裁判所が宗教法人である同被告に、判決によってこれを命じることは適当ではないと思われる。よって、原告らはぎりぎりの請求として、書類にすぎない霊爾簿，祭神簿，祭神名票からの本件戦没者の氏名の抹消を求めるものである。

第6 結論

よって、原告らは、被告靖國神社に対しては、人格権に基づく妨害排除請求として、霊爾簿，祭神簿，祭神名票からの本件戦没者の氏名の抹消を求め、同被告および被告国に対しては、損害賠償請求権に基づき、連帯して慰藉料を支払うよう求めるものである。

以 上